

京都市告示第 476 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成21年2月26日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉5号線	左京区岩倉長谷町99番地の5地先内	旧	メートル 3.20	メートル 5.05
		新	3.20	6.01 ~ 7.00
山科音羽経18号線	山科区音羽稲芝35番地の1地先から 同区音羽千本町18番地の5地先まで	旧	20.10	5.40 ~ 5.80
		新	20.10	5.39 ~ 6.02
中久世緯14号線	南区久世殿城町95番地の1地先から 同町94番地の1地先まで	旧	22.70	6.00
		新	22.70	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)